



お知らせ

東尾久ひろば館の証明 書自動交付機が終了

東尾久ひろば館(東尾久3-1-5)

1-3)の証明書自動交付機が、3月31日(月)をもって終了します。
問合せ 戸籍住民課
☎内線2355

4月1日に「尾久中央 地区地区計画」を都市 計画決定(予定)

対象区域内で、4月1日以降に
工事に着手する場合は、着手の前

までに届け出が必要です。
対象区域 東尾久5丁目全域、西
尾久1丁目3-10・13-18番、
西尾久2丁目1-29・35-37番
届け出・問合せ 都市計画課(区役
所北庁舎3階) ☎内線2812

理美容サービス券を郵送

25年度理美容サービス券が支給
されている方に、26年度(有効期
限は27年3月31日まで)の理美容
サービス券を郵送します。

新たに理美容サービス券の支給
を希望する方は、申請して下さい。
対象 65歳以上で、要介護度が4
または5の在宅の高齢者
申請・問合せ 高齢者福祉課(区
役所2階) ☎内線2678

国民健康保険のお知らせ

●高齢受給者証の窓口負担割合の軽減 特例措置を見直し

70~74歳の方の医療機関窓口での
一部負担金の軽減措置が、法令改正
により4月から見直されることになり
ました。

一部負担金の割合

▷現在、高齢受給者証を交付されて
いる方…75歳になるまで1割(国
の軽減特例措置が延長)

▷4月2日以降に70歳になる方…2
割

●更新分の高齢受給者証を送付

医療機関で支払う一部負担金の割
合が1割の方の新しい高齢受給者証
は、世帯主宛てに3月中旬に送付し
ました。有効期限は7月31日まで
ですが、8月1日以降分は、26年度
の住民税課税状況に基づき負担割合を
決定し、7月下旬に送付します。

問合せ 国保年金課 ☎内線2374

●医療費通知を送付

健康管理と医療機関への適切な受
診の理解を一層深めて頂くため、医
療費通知を3月末ごろに対象者の世
帯主へ郵送します。一件の医療費の
総額が1万円以上で、受診した医療
機関名や医科(薬剤を含む)、歯科、
柔道整復施術ごとの医療費等が記載
されています。

対象 25年7~12月中に国民健康保
険で医療機関にかかった方

*この通知により手続きを行う必要
はありません

問合せ 国保年金課 ☎内線2382

●引越し・就職・退職のときは14 日以内に届け出を

国民健康保険の加入者が引越し
や就職をした時や、社会保険の加入
者が退職をした時など、健康保険の
種類が変わる場合には、次の点に注
意し、世帯主または本人が14日以内
に届け出をして下さい(右表参照)。
▷国民健康保険被保険者証の交付は
原則郵送となります。本人を確認

出来るもの(運転免許証、パス
ポート、あらかわMyカード等)を
持参すれば、窓口で受け取るこ
とが出来ます

▷本人、世帯主または同一世帯の家
族以外の方が代理人として届け出
をするときは、委任状と代理人本
人を確認出来るものが必要です

▷届け出が遅れると、保険料をさか
のぼって納めたり、医療費の全額
が自己負担になったりする場合が
あります

届け出・問合せ 国保年金課(区役
所1階) ☎内線2375

国民健康保険の届け出		場所
国保の資格に異動があつたとき	届け出に必要なもの	区民事務所、国保年金課
転入したとき	—	国保に入る
職場の社会保険や国保組合を脱退したとき	職場の保険や国保組合をやめた証明書	
生活保護を受けたとき	生活保護廃止決定通知書	
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑	国保をやめる
転出するとき	保険証	
他の健康保険に加入したとき	国民健康保険証及び、職場の社会保険や国保組合の保険証	その他
生活保護を受けたとき	保険証、生活保護開始決定通知書	
死亡したとき	保険証	
住所が変わったとき	—	国保年金課
世帯主が変わったとき	保険証(加入者全員のもの)	
世帯が合併、分離したとき	—	その他
氏名が変わったとき	保険証	
本人を確認出来るもの(運転免許証、パスポート、あらかわMyカード等)	—	国保年金課
修学のため、子どもが区外に住むとき	保険証、在学証明書、転入先の住民票	
退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書	

*外国籍の方は、国保年金課へお問い合わせ下さい

乳・子医療証をお持ちの方へ

19年4月2日~20年4月1日生
まれ(小学校入学予定)のお子さん
の乳幼児医療証(乳医療証)は、3
月31日で使用出来なくなります。

4月1日から使用出来る子ども医
療証(子医療証)を3月末までに郵
送しますので、4月になって届
かない場合はご連絡下さい。また、

介護保険の更新申請を

要介護認定で「要支援」「要介
護」認定を受けた方が、認定の有
効期間終了後も引き続き介護保険
のサービスを利用する場合は、更
新申請が必要です。
介護保険被保険者証の認定の有
効期間が4月30日、サービスの有

10年4月2日~11年4月1日生ま
れのお子さんの子医療証は3月31
日で使用出来なくなります。

使用出来なくなった乳・子医療
証は、区役所2階子育て支援課ま
たは各区分事務所へご返却下さ
い。乳・子医療証をお持ちでない
保護者は、お子さんの健康保険証
をお持ちの上、申請して下さい。

申請・問合せ 子育て支援課(区
役所2階) ☎内線3817

介護保険の更新申請を

継続を希望する方は2月末に郵送
した申請書を持って、出来るだけ
3月中に申請して下さい。
申請場所 区役所2階介護保険課
区内の地域包括支援センター
*本人の他、家族や居宅介護支援
事業者が代行して申請出来ます
問合せ 介護保険課
☎内線2433

成年後見制度説明会 基礎編(無料)

前日までに予約して下さい。
日時 4月2日(水)午後1時30

分3時
会場予約問合せ あんしんサポ
ートあらかわ(荒川区社会福祉
協議会) ☎(3802)3396
FAX(3891)5290

あらかわ・Eモニター を募集

任期 4月下旬~27年3月31日
対象 区内在住の4月1日現在20
歳以上で、パソコンでインタ
ネットに接続出来る方、100
人(選考)

申込から
▽区役所1階総合案内、各区民
事務所・図書館・ふれあい館で
配布する申込書を持参、郵送ま
たはファクスで
締切り 3月31日(月)必着
応募・問合せ 〒116-850
1荒川区荒川2-2-3荒川区
役所1階秘書課総合相談係
☎内線2162
FAX(3802)6262

ハイツ尾竹(母子生活支援 施設)非常勤職員を募集

勤務内容 児童シヨートステイ担
当業務
勤務日数(一カ月) 13日勤務

勤務時間 交代制勤務(宿直あり)
報酬(一時間) 千円
*各種手当・福利厚生あり
勤務場所・応募・問合せ ハイツ
尾竹 ☎(3892)5644
FAX(3809)6876

おもちゃ図書館子育て交流サロン

日時 ▷月曜日…午前9時~正午
▷火・木・金曜日…午前9時~午後4時
▷水・土曜日…午前9時~午後2時(午後
2時~4時は障がい児専用時間です)

*いずれも祝日等を除く
費用 無料

●壊れたおもちゃを修理します

日時 毎週水曜日、午前10時30分~午
後2時30分(祝日等を除く)

費用(一件) 200円
*特別な部品交換の費用は自己負担

●乳・幼児の一時預かり(要予約)

日時 毎週月曜日、午後1時30分~3
時30分(祝日等を除く)

対象 0~3歳の誕生日まで
費用 500円
*2歳の誕生日までに、来館の上、事前
登録が必要です。月曜日の午後は受
け付けていません

会場・予約・問合せ 荒川おもちゃ図
書館子育て交流サロン(荒川区社会
福祉協議会内) ☎(3802)3338
FAX(3802)3831
*この他にも会場があります

介護用品の店

(有)ケア・フレンド TEL 3809-2714

都電 東尾久3丁目の前 9:00~18:00営業
定休日 日曜・祭日

結婚相談所

親御様からのご相談も歓迎

創業昭和45年 伝統と信頼の 全国仲人連合会

お問い合わせ、無料相談のご予約は
0120-70-8000

http://e-miai.jp/ 東京都荒川区西日暮里2-25-1 ステーションガーデンタワー3F